

食品安全委員会運営規程の一部改正について

1. 改正の趣旨

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第35条第2項により、「委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない」とされている。これまで「出席」は対面のみとして実施されていたが、やむを得ずオンラインでしか出席できない場合があることに配慮し、今般、食品安全委員会運営規程（平成15年7月1日食品安全委員会決定）を改正し、委員長がやむを得ないと認めた場合に限り、委員はWeb会議システムを利用して委員会に出席することができることとする。

2. 改正の概要

第3条を新設し、委員長がやむを得ないと認めた場合に限り、委員がWeb会議システムを利用して委員会に出席することができること及びその際の運用を規定する。

3. 施行

令和6年7月9日より適用する。

食品安全委員会運営規程の一部改正について（案）

食品安全委員会運営規程（平成15年7月1日食品安全委員会決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>第2条 （略）</p> <p>（Web会議システムを利用した会議への出席）</p> <p><u>第3条</u> 委員は、やむを得ない理由があると委員長が認めた場合に限り、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。</p> <p>2 Web会議システムを利用した委員の出席は、食品安全基本法第35条第2項の「出席」に含めるものとする。</p> <p>3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用して出席した委員は、その間、会議を退席したものとみなす。</p> <p>4 Web会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。</p> <p>（意見の開陳等）</p> <p><u>第4条</u></p> <p>2 前項の規定に基づく出席は、会議の開催場所への参集又はWeb会議システムを利用することにより行うものとする。</p>	<p>第2条 （略）</p> <p>[条を加える。]</p> <p>（意見の開陳等）</p> <p><u>第3条</u> （略）</p> <p>2 前項の規定に基づく出席は、会議の開催場所への参集又はWeb会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。）を利用することにより行うものとする。</p>

第5条 ・ 第6条	第4条 ・ 第5条
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和6年7月9日から施行する。